

◆◆◆————— 2024.12.27-1 ———◆◆◆

一般社団法人 日本介護支援専門員協会
メールマガジン No. 1269

◆◆◆

本日はメルマガを 2 回に分けて配信します。

.....【お知らせメニュー】.....

1. 社会保障審議会介護給付費分科会（第 243 回 R6.12.23）

一濱田副会長、居宅介護支援の経営支援や介護支援専門員の処遇改善を
強く要請

【記事作成：介護ニュース Joint】

□厚生労働省は 23 日、介護報酬を議論する審議会（社会保障審議会・介護給付費分科会）を開催しました。

◆ 地域区分のあり方検討へ

まず、人件費などの地域差を調整する地域区分が取り上げられました。級地を定める際に準拠している公務員の地域手当が、今年 8 月の人事院勧告に沿って来年度から段階的に見直されることを踏まえ、介護報酬ではどう対応すべきかが論点です。

厚生労働省は、公務員の地域手当の見直しによって報酬単価の上乗せ割合が下がる地域があることを説明しました。そのうえで、次の報酬改定に向けて地域区分のあり方を検討していく意向を示しました。

これを受けて了委員からは、公務員の地域手当に準拠して地域区分を見直すことへの懸念の声が相次ぎました。例えば、全国市長会を代表する豊中市の長内繁樹市長は、「上乗せ割合が下がる自治体では介護職の賃金も下がる。人材確保に支障をきたす」と警鐘を鳴らしました。

当協会より委員として出席した濱田和則副会長も、居宅介護支援も含めた介護事業所の経営環境の厳しさを指摘し、現場が更なる苦境に追い込まれることへの危

惧を伝えました。そのうえで「対象となる地域における区分見直しに伴う各サービスへの報酬の引き下げが回避できる措置を、たとえば介護報酬全体の中で検討してほしい」と求めました。

◆ 居宅介護支援事業所の休廃止が増加

厚生労働省は次に、各サービスの事業所数の動向などを明らかにする調査の結果を議題としました。この中で居宅介護支援について、今年6月から8月の3ヵ月間で少なくとも615事業所が休止・廃止となり、事業所の総数も減ったことなどを報告しました。

濱田副会長はこうした結果を踏まえ、「介護支援専門員が不足しているという現場の実感が、データとして明確に示された」と問題を提起しました。そのうえで、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会の中間整理には、他産業・同業他職種に見劣りしない待遇を確保すると明記された。これに沿った対策の実施を期待したい」と述べました。

◆ 「介護支援専門員の待遇改善を」

厚生労働省は最後に、今年度から拡充・一本化した介護報酬の待遇改善加算を議題にしました。この中では、来年度からの実施を予定していた算定要件の厳格化の大幅な見直しを提案し、委員から大筋で了承を得ました。

濱田副会長はこれに対し、居宅介護支援事業所やケアマネジャーへの支援を強く要請しました。

待遇改善加算の対象に含まれていないこと、それによって今年度の補正予算の補助金も受けられないことに疑問を呈し、「施設の介護福祉士等の介護職員との待遇差がさらに開いてしまう」と訴えました。そのうえで、「人材確保がより困難になる状況を回避するために、居宅介護支援事業所も何らかの方法で待遇改善が配分されるように検討してほしい」と求めました。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47059.html

現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン）

- ## □小規模多機能型居宅介護ケアマネジメント実務の手引き研修

<https://www.jcma.or.jp/?p=784792>

- 第7回災害支援ケアマネジャー養成研修会

<https://www.jcma.or.jp/?p=784867>

- 第10回三団体合同研修会

<https://www.jcma.or.jp/?p=785395>

- ## □地域包括支援センターにおける主任介護支援専門員の業務について研修会

～主任介護支援専門員に求められる包括的継続的ケアマネジメント支援力を身に着ける

~

<https://www.jcma.or.jp/?p=785538>

- #### ご登録アドレスについて

- ・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。
(会員専用 My ページ>会員情報の変更)

https://www.jcma.or.jp/?page_id=28

- ・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。
 - ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

- ## □メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
 - ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。

- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

発行：一般社団法人 日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>
